

特定事業所集中減算

I 特定事業所集中減算の概要

居宅介護支援事業は、指定基準の基本方針にあるとおり、公正中立に営まれるべき事業です。各事業所において前6ヶ月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた一定のサービスのいずれかにつき、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が正当な理由なく80%を超えているときに所定の単位を減算します。

II 書類作成対象の事業所

全ての指定居宅介護支援事業所が対象です。
(市への報告は減算要件に該当する事業所のみ)

III 書類の保管

下記書類について、当該書類は各事業所にて5年間保管をお願いします。

IV 判定期間と提出期限、減算適用期間

	判 定 期 間	提出期限（必着）	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～翌年3月31日
後期	9月1日～翌年2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

※提出期限の翌月下旬頃、正当な理由を申し出た事業所へ結果を通知します。

※提出期限までに、全ての手続きを終える必要がありますのでご注意ください。

V 判定方法

毎年度2回、各事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えた場合、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位/件が所定単位数から減算されます。

(計算式)

(例) 訪問介護の場合

訪問介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数

※分母となる「訪問介護を位置づけた計画数」は、居宅サービス計画を作成した利用者数と一致します。1人の利用者に複数の訪問介護事業所を位置づけた場合は、「計画数」と「事業所数」は一致しないため、注意が必要です。

例) AさんにT法人t事業所・W法人w事業所を位置づけた場合、計画数は「1」だが、法人ごとの件数はT法人1・W法人1の合計「2」となります。

(様式エクセルの「記載例」シートを参照)

VI 正当な理由の取り扱い

Vにより判定した割合が80%を超えた場合、正当な理由がある場合は、Ⅶを参照の上、期日中に必ず所定の手続きを行ってください。正当な理由については、次の①～④（通所介護と地域密着型通所介護は①～④および⑥）について適合の可否を判断することを原則的な取り扱いとし、理由の⑤は例外的な場合のみ認めるものとします。

所定の割合を超えた理由が正当な理由の適否については、総合的に勘案した上で指定権者が判定し、事業所へ通知します。

なお、正当な理由へ該当するかのお問い合わせはお断りいたします。

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合

- ・通常の事業の実施地域は、毎年度4月1日時点で設定している地域とする。
（4月2日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。）
- ・事業所数は、判定期間初日時点（前期：3月1日、後期：9月1日）の数で判断する。
- ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。

（例）訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

（例）訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者、通所介護事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ・当該居宅介護支援事業所が「特別地域加算の対象地域」に所在する場合。
⇒ （大津市に対象地域はない）

③ 事業所が小規模である場合

- ・判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。

④ サービスの利用が少数である場合

- ・判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合。

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

⑤ その他正当な理由と市長が認めた場合

- ・やむを得ず80%を超えると見込まれる場合にはあらかじめ大津市福祉指導監査課に必要書類(※Ⅶ(1)提出する様式 参照)を添えて申し出ること。
- ・ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

《通所介護と地域密着型通所介護のみ》

⑥ 通所介護と地域密着型通所介護を区分せず従来どおり算定すると80%を超えない場合

- ・根拠となる算定結果や経過の分かる資料等を添付すること。
(下記「(参考) 正当な理由⑥関連」参照)

(参考) 正当な理由⑥関連

平成28年5月30日付厚生労働省老健局振興課Q&A

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

(問) 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

(回答)

平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

※平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月22日)でも同様の取り扱いで問題ない旨の回答があります。

Ⅶ 市への報告について

紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えている事業所のみ下記のとおりに所定の様式を提出してください。

(1) 提出する様式

- ・ (様式1)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
 - ・ (様式2)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
 - ・ 作業様式(様式1・2と同じエクセル内)
- ※ 各様式は、大津市ホームページに掲載します。
- ※ 作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1、様式2に記入してください。
- ※ その他正当な理由と市長が認めた理由に該当する場合は、様式3「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算に関する「その他正当な理由」の申出について」を提出してください。

Ⅷ その他減算に関する根拠

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生省告示第95号)
- ・ 介護給付費請求書等の保管について
(平成13年9月19日付け厚生労働省老健局介護保険課老人保健課事務連絡)